

稚内市大学育英金支給制度のご案内

概要版

～ 稚内北星学園大学へ進学する方々を、
応援する制度ができました ～

月額 25,000 円（年間 30 万円）の育英金を、
大学在学中の 4 年間支給する制度です

支給ですので返す必要はありません

【支給条件】-----

稚内市内の高校を卒業見込みの方（または卒業して 2 年以内の方）、若しくは市内に住所を有している方のお子さんで市外の高校を卒業見込みの方（または卒業して 2 年以内の方）であって、

- ・ 稚内北星学園大学に入学（編入学を除く）が確実であること
- ・ 学業成績が優秀で性行が善良であること
- ・ 経済的な理由により修学が困難であること

以上の要件を満たす方が対象となります

【支給者の選考】-----

学業成績に関する判断基準

性行に関する判断基準

経済状況に関する判断基準（日本学生支援機構の基準に準拠）

主に3つの項目により選考いたします



【支給までの流れ】-----

希望する方は、申請書などの必要書類を稚内市教育委員会教育総務課に提出します。

大学育英金支給選考委員会にて支給者の選考を行います。

支給を受けることが決定した方は、誓約書を提出し、大学入学後、年に2回、6ヶ月分まとめて支給を受けることになります。



詳しい内容については下記までお問い合わせください
〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号
稚内市教育委員会 教育総務課電話:23-6518(直通)